

企業組織等の再編に伴う労働者保護法制に関する調査研究報告書

「企業組織等の再編に伴う労働者保護法制」調査研究委員会（*主査）

*毛塚 勝利（専修大学法学部教授） 和田 肇（名古屋大学法学部教授）
 本久 洋一（小樽商科大学商学部助教授） 受川 環大（国土舘大学法学部教授）
 家田 愛子（札幌学院大学法学部助教授） 熊谷 謙一（連合労働法制対策局長）
 長谷川裕子（連合労働法制対策局次長）

近年、わが国産業界が、停滞と企業業績の低迷から企業活力・競争力を回復する取り組みの中で、法制面においても大きな変化が起きている。1990年代後半以降の商法改正では、まず1997年に独禁法改正による純粋持株会社の自由化などが図られ、1998年には金融持株会社が解禁された。更に1999年7月には産業活力再生特別措置法が成立し、8月には民事再生法案が法制審議会で確認され、2000年には、企業組織再編立法の総仕上げともいわれている企業分割に関する商法の改正が行われた。

これらは、いずれも企業を倒産させることなく存続を図るということがその目的であり、内容的には不採算部門や陳腐化した設備・事業部門の再構築・再編・統合などを推進するための施策である。労働組合としても、企業の再編・再生を促進する法整備の目的には異議はないであろう。ただし、それらの施策が労働者の犠牲の上に安易に導入されることは容認し得ないし、労働者の雇用と労働条件をいかに適正に保護するかという視点は、これらの法的枠組みを整備していく過程では不可欠なものである。

このような背景、情勢をふまえて連合総研では、連合本部からこの問題に対する調査研究の委託を受け、「企業組織等の再編に伴う労働者保護法制・調査研究委員会」（主査・毛塚勝利専修大学教授）を設置し、連合本部とも連携をとりながら、下記に述べる「企業組織等の再編に伴う労働者保護法」の確立に関して考察し、EU法、独法、英国法等とも比較検討して望ましい対応方法を探り、研究報告書を取りまとめた。本研究委員会の検討課題は以下の通りである。

- ・ 企業組織等の再編などに際し、労働者の雇用に関する権利・義務関係をいかに継承すべきか。
- ・ 企業組織等の再編を理由とする解雇は禁止されるべきであること。（判例の明文化）
- ・ 企業組織等の再編に関わる使用者は、再編前後の雇用の労働条件をいかに保障すべきか。
- ・ 企業組織の変更に際し、従前の労働組合及び労働協約の効力はいかに保護されるべきか。
- ・ 企業組織の変更に際し、事前労使協議を法的条件とすべきではないか。

目次

- 第1章 企業組織再編成をめぐる労働法上の諸問題
- 第2章 企業組織再編成をめぐる法的整備の背景と特徴及び労働法に及ぼす影響
- 第3章 諸外国における企業組織再編成に関する労働法的対応
- 第4章 企業組織再編成をめぐる労働法的規制の残された課題